

〈鳴門市農業委員会 6月総会 議事録〉

開催日時 令和2年6月30日(火) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	大西 善郎	2番	小川 利	3番	小田 常雄
4番	金田 善雄	5番	木下 茂	7番	柴田 精治
8番	谷口 清美	10番	中井 弘	11番	仲須 眞理
12番	長谷目 隆	13番	濱堀 秀規	14番	林 博子
15番	板東 幸雄	16番	藤本 詳治	17番	増金 義文
18番	松村 多美子	19番	向 栄治	20番	八木 健治

欠席委員 6番 齋藤 はつ子 9番 手塚 弘二

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
所有権移転 : 3件

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第3号 第5条の規定による許可申請について 3件

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 2件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 4件

②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 3件

③農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法) 1件

④農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約) 1件

⑤農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借解約) 1件

⑥使用貸借解約について 2件

⑦非農地証明について 1件

⑧農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書 1件

⑨徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について 1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年6月の農業委員会を開会いたします。
開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それでは、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり過半数に達しております。
よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立している
ことをご報告いたします。
この後の進行につきましては、谷口会長様よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。
本日の署名人は、10番 中井委員、13番 濱堀委員をお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての
審議に入ります。
この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について >
所有権移転：3件

谷口会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いいたします。
ご質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。
『議案第1号』の案件について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ござい
ませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』については原案どおり承認といたします。
次に『議案第2号』農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件>
・申請番号1、2について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番の案件について地元委員さんお願いします。

事務局係長 地元委員の手塚さんが欠席されておりますので、事務局より意見を代読させていただきます。

譲受人は大麻地区で畜産業を営んでいます。

申請地は今後農地として整備し、水稻や牧草を栽培する計画です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号1番について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。

次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

藤本委員 16番。譲受人は譲渡人の孫にあたります。現在、梨を生産している農家です。

申請地には現在も梨が作付されており、今後も継続して栽培を行う計画となっております。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号2番について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については、原案どおり許可いたします。

以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

まず、事務局より内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条許可申請 3件>

・申請番号1～3について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

長谷目委員

12番。申請地は、鳴門市学校給食センターから南西にある農地です。

借人は、鳴門市内にて自動車販売業を行っています。近年、自動車取扱量の増加、車両の搬入・搬出作業による運搬車の駐車場所が必要となったことから、事業用駐車場の敷地を探していたところ、事業所の隣接地である申請地について賃貸借がまとまったため今回の申請となりました。

事業計画では、盛土した後にアスファルト舗装を行う計画であり、既設の擁壁にて被害防除を図ります。排水については既設水路に放流する計画となっており、地元自治会の同意も得ているため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、鳴門市学校給食センターから南西へ約660mに位置する農地であり、周囲を国道11号線と市道及び大代谷川により分断された10ha以上の広がりがある第1種農地に該当します。

借人は、申請地近くにて自動車販売業を営んでいます。近年、自動車の取扱量が増えてきたこと、車の搬入・搬出作業による車両運搬車の駐車場所が必要となったことから、事業用駐車場の敷地を探していたところ、事業所の隣接地である申請地について賃貸借がまとまったため今回の申請となりました。

事業計画では、良質な山土にて盛土した後アスファルト舗装を行う計画であり、施設周囲に設置された既設の擁壁にて被害防除を図ります。排水については雨水のみであり申請地南側の既設水路に放流する計画となっており、地元自治会の同意も得ております。

なお当該申請地は、第1種農地と判断され、農地転用等が制限される土地ですが、農地転用の不許可の例外である、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）（農地法施行規則第35条第5号）」に該当しています。

資金計画も妥当であり、代替となる土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案通り承認といたします。

次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

- 藤本委員 16番。申請地は、鳴門市学校給食センターの西にある農地です。
申請人は現在実家に住んでいますが、手狭になってきたため住宅の新築を計画したところ、申請地が住宅敷地として適地であると判断したため、今回の許可申請となりました。
計画については、良質な山土にて盛土し、既存の擁壁にて土砂・雨水の流出を防ぎ、周辺農地への被害防除を図ります。
排水については合併浄化槽から集水枡を経由し、申請地北側の道路側溝に放流する計画となっており、地元自治会の同意も得ているため、許可しても問題ないと考えます。
- 谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。
- 事務局係長 申請地は、鳴門市学校給食センターから西へ約490mに位置しており、宅地に囲まれた10ha未満の広がりがない農地であり第2種農地に該当します。
申請人は現在、実家に住んでいますが、手狭になってきたため専用住宅の新築を計画したところ、実家から約40mと近くにある申請地が住宅敷地として適地であると判断したため、今回の許可申請となりました。
造成については、良質な山土にて盛土し、既存の擁壁にて土砂・雨水の流出を防ぎ、隣接する農地への被害防除を図ります。
排水については合併浄化槽から既設の集水枡を経由し、申請地北側に存在する道路側溝に放流する計画となっており、地元自治会の同意も得ております。
資金計画も妥当であり、他に代替となる土地もなく、周囲への影響も軽微であることなどから事業計画については適当と認められます。
- 谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号2番の案件について承認することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 谷口会長 申請番号2番については、原案通り承認することといたします。
次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
- 事務局係長 地元委員の手塚さんが欠席されておりますので、事務局より意見を代読させていただきます。
申請地は、板東幼稚園の南西にある農地です。
譲受人は、申請地近くにて精肉店を営んでいます。以前から駐車場敷地が無いため、駐車場の適地を探していたところ、店舗から近い申請地について買い受けることを譲渡人と合意したため今回の申請となりました。

事業計画では、整地をした後に砕石を敷設する計画であり、施設周囲に設置された既設の擁壁にて被害防除を図ります。排水については雨水のみのため、地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、板東幼稚園から南西へ約800mに位置し、周囲を住宅地に囲まれた10ha未満の広がりのない農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、申請地近くにて精肉店を営んでいます。以前から駐車場敷地が無いため、駐車場の適地を探していたところ、店舗から近い申請地について買い受けることを譲渡人と合意したため今回の申請となりました。

事業計画では、整地をした後で砕石を敷設する計画であり、施設周囲に設置された既設の擁壁にて被害防除を図ります。排水については雨水のみのため、地下浸透で対応します。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であるため、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号3番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番の案件については原案どおり承認することといたします。
以上で、『議案第3号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。
申請番号1番の案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <6. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 2件>
・申請番号1、2について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんのご意見をお願いします。
申請番号1番の地元委員さんお願いします。

増金委員 17番。申請者は、大津町木津野で梨を生産する農家です。
申請地にも梨が作付けされており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番の案件については原案どおり承認いたします。
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

増金委員 申請者は、大津町木津野で梨、甘藷を生産する農家です。
申請地にも梨、甘藷が作付けされており、今後も農業経営を続けていく意思も確認でき
ていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番の案件については原案どおり承認いたします。
以上で、『議案第4号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第5号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <5. 報告事項 15件>

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4件
②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3件
③農地法第18条第6項の規定による通知について（経営基盤法）	1件
④農地法第18条第6項の規定による通知について（残存小作地の合意解約）	1件
⑤農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借解約）	1件
⑥使用貸借解約について	2件
⑦非農地証明について	1件
⑧農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書	1件
⑨徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について	1件

谷口会長 ただ今事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。
無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認す
ることといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。
その他、何かございますか。

長谷目委員 議案書4ページの相続税の納税猶予についてのところですが、土地を夫婦で分けて相続した場合に、所得税も分けて申請できるのでしょうか。

濱堀委員 相続税と所得税は全く別で考えなければいけません、経営体が別なら分けて申請するし、同じなら同じ申請になるかと思います。

事務局係長 資料の方を確認したのですが、今回、相続税の納税猶予を申請されている●●さんと●●さんは親子です。

谷口会長 それでは、これをもちまして令和2年6月の総会を終了いたします。ありがとうございます。

閉会 14時45分
令和2年6月30日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 中井 弘

議事録署名者 濱堀 秀規